## ■ビジネスドラフトやまぐちのご案内

【概要】

・開催日時　平成30年12月5日(水) ・6日(木)
　　両日とも10時00分～16時00分
・開催場所　シンフォニア岩国
・参加者　　山口県内の商工会議所・商工会の会員企業（業種・業態・事業規模は不問）
・参加料　　無料
・申込方法　専用サイトから登録またはパンフレット
・期　　間　平成30年6月18日(月) ～平成30年7月31日(火)
　　※期限厳守
・備　　考　①商談時間は1件あたり30分
　　②完全事前調整型のため、当日参加不可

【ビジネスドラフトやまぐちとは？】

・山口県内の商工会議所・商工会の会員企業を対象とした参加無料の『完全事前調整型の商談会』です。
・貴社が希望する企業へ商談を申し込むことが出来ます。
・短時間で効率よく、効果的な商談が出来ます。
・新製品開発や販売面等で協力し合えるパートナーを探せます。
・幅広い業種の情報が一度に収集できます。
・貴社の課題解決に繋がる思いもよらない提案を受ける可能性もあります。

## ■小規模企業共済について

## ■事務局からのお知らせ

●採用者（平成30年4月１日）
　本所　経営指導員　田中清史【山口県商工会連合会：経営指導員】
●異動者（平成30年3月31日）
　主任経営指導員　徳本尚弘【萩阿西商工会】

### ● 会員事業所情報 提供のご案内 ●

会員皆さんのチラシやパンフレット等を「会報」発行時に配布いたします。

● 配布するチラシ等は、事業所にてご用意下さい。
● 配布先は、下関市商工会 全会員事業所です。(約1,000枚)
● 年間2回の発行予定「商工会報」発送時のみの配布(受付)となります。
● 詳細は各支所へお問い合わせ下さい。



下関市商工会は
あらゆるニーズに対応します
豊浦町支所　083-772-0625
豊北町支所　083-782-0147
豊田町支所　083-766-1119
菊川町支所　083-287-0204

# 会報

下関市商工会　083-772-0625

第28号
発行日
平成30年 6月 19日

５月２３日通常総代会が開催されました。上程された議案 は、全て原案のとおり承認可決されました。
尚、第５号議案任期満了に伴う役員改選の結果、下記役員が選任され、新会長に西島　英敏氏（豊北町）が選任されました。

### ◆西島新会長あいさつ

この度、5月23日に開催された総代会において、杉井前会長の後任として、下関市商工会会長に選任されました、西島　英敏です。杉井前会長さんにおかれましては、下関市商工会設立の時から準備委員として、設立以来商工会の為に活躍をされ大変ご苦労さまでした。

皆さんご存じの通り、非才微力の私でございますが、今後は皆様方のご協力、ご支援の下、商工会運営に一生懸命頑張っていくつもりであります。

私が云うまでもなく、昨今の日本経済は緩やかな回復基調が続いているが、商工会地域の中小企業・小規模事業者は、過疎化や少子高齢化で人口減少による消費の縮小、働き手や後継者の不足など、厳しい経営環境におかれています。
地域振興を推進する、地域総合経済団体として、商工会に関わる役割が今後益々重要になる中、私たち役員一同は商工会運営に使命感をもって頑張っていくつもりでありますが、皆様方のお力添えをお願い申し上げ、ご挨拶と致します。

| 職名 | 氏名 | 地区 | 職名 | 氏名 | 地区 |
|---|---|---|---|---|---|
| 会長 | 西島 英敏 | 豊北町:新 | 理事 | 阿部 茂樹 | 豊北町 |
| 副会長 | 白石 孝人 | 豊田町 | 理事 | 中嶋 豪 | 豊北町 |
| 副会長 | 髙瀬 利也 | 豊浦町 | 理事 | 松田 一誠 | 豊北町 |
| 代表理事 | 杉井 幸太郎 | 菊川町 | 理事 | 木本 暢一 | 豊田町 |
| 理事 | 可児 美彦 | 豊浦町 | 理事 | 小嶋 喜信 | 豊田町 |
| 理事 | 村田 太志 | 豊浦町 | 理事 | 増田 建治 | 豊田町 |
| 理事 | 山田 幹二 | 豊浦町 | 理事 | 本田 卓二 | 豊田町 |
| 理事 | 岡﨑 覚 | 豊浦町 | 理事 | 山本 忠行 | 豊田町 |
| 理事 | 寺内 雅之 | 豊浦町 | 理事 | 笹尾 和郎 | 菊川町 |
| 理事 | 林　透 | 豊浦町 | 理事 | 中野 英夫 | 菊川町 |
| 理事 | 濵崎 好宏 | 豊浦町 | 理事 | 松永 信治 | 菊川町 |
| 理事 | 松永 恵弘 | 豊浦町 | 理事 | 服部 太一朗 | 菊川町 |
| 理事 | 矢田 正嘉 | 豊浦町 | 理事 | 松田 英二 | 菊川町 |
| 理事 | 渡邊 謙一郎 | 豊浦町 | 理事 | 小林 真吾 | 青年部:新 |
| 理事 | 田中 法久 | 豊北町 | 理事 | 服部 みゆき | 女性部:新 |
| 理事 | 満畑 寛 | 豊北町 | 監事 | 藤永 一夫 | 豊北町 |
| 理事 | 久保 和宏 | 豊北町 | 監事 | 住友 善一 | 豊浦町 |
| 理事 | 塩田 康夫 | 豊北町 | 任期は３３年５月通常総代会まで | | |

### 目　次


| | |
|---|---|
| ■総代会の報告<br>新会長あいさつ<br>新役員名簿 | 1 |
| ■労働情報<br>無期転換ルール<br>労働保険のお知らせ | 2 |
| ■金融情報<br>マル経融資制度<br>■エキスパートバンク事業 | 3 |
| ■ビジネスドラフトやまぐちのご案内<br>■小規模企業共済について<br>■事務局からのお知らせについて<br>■会員事業所情報提供のご案内 | 4 |


### お知らせ

- *今後も会報で実施事業の周知、および各種改正等のお知らせをします。*
- *年間に2回の発行を予定しています。*

■**金融情報**　各支所にご相談下さい

# 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資制度）

商工会へ申し込み ➡ 商工会が推薦 ➡ 日本政策金融公庫が審査／融資

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、下関市商工会の推薦により無担保・無保証人・低金利で融資を受けられる国(日本政策金融公庫)の公的融資制度です。

運転資金：仕入資金、買掛金･手形決済、諸経費支払
設備資金：店舗･工場改装、営業車両購入、機械･設備･備品購入

| 資金使途 | 運転資金 | 設備資金 |
|---|---|---|
| 融資限度額 | 2，000万円以内 | |
| 返済期間（うち据置期間） | 7年以内（1年以内） | 10年以内（2年以内） |
| 融資利率 | 1.11％（平成30年5月16日現在） | |
| 担保・保証人 | 不要（信用保証協会の保証も不要） | |

※提出する書類は商工会にご確認ください。

**融資対象**
**以下の条件をすべて満たす方**

①常時使用する従業員が２０人以下（商業・サービス業は５人以下）の法人・個人事業主の方
②商工会の経営指導員による経営指導を原則６カ月以上受けて事業改善に取り組んでいること
③最近１年以上、下関市で事業を行っている方
④商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること
⑤所得税、法人税、事業税等義務納税額を全て完納している方

**融資機関　日本政策金融公庫**

# ■エキスパートバンク事業

エキスパートバンク(経営･技術強化支援事業)制度は、経営･営業･生産･技術など多くの問題を抱えている小規模事業者等の皆さんの経営を支援する目的で行っている事業です。小規模事業者等のご要望に応じて、山口県商工会連合会に登録されたエキスパートを直接事業所に派遣し、専門家の立場で具体的かつ実践的な指導やアドバイスをしていただくことにより、その解決を図ろうとするものです。

【特色】
①安心して利用いただける県の支援制度です
②あなたの身近な技術アドバイザーとしてお気軽に利用できます
③多種にわたる幅広いエキスパートがラインナップしています
④商工会員ならどなたでもご利用いただけます
⑤当エキスパートバンクの登録者は厳選された経験豊富な専門家です
⑥利用企業の秘密は厳守いたします

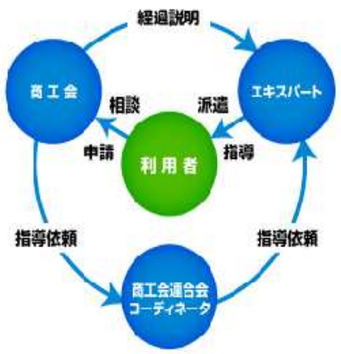


【ご相談事例】
・経営一般及び経営管理の指導を受けたい
・新商品の開発アドバイスや販売促進をしたい
・商品を効果的陳列に変えたい
・店舗内装を見直したい
・後継者及び従業員の教育をしたい
・従業員増加に向けて、就業規則作成の仕方を具体的に知りたい
・チラシ、DM、POP広告の実務指導を受けたい
・生産技術の向上、生産性を高めたい
・品質管理を導入し、製品ロスを減らしたい
・経営計画を作成し、課題を抽出して具体的な取組で改善していきたい
・法人化への円滑な移行、適正な時期についての注意点等を知りたい　など



■労働情報

## 無期転換ルールとは？

**有期労働契約が更新されて通算５年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール**です。通算５年のカウントは平成25年４月１日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年４月１日施行）

【例：平成25年４月から、１年間の有期労働契約を更新し続けている場合】

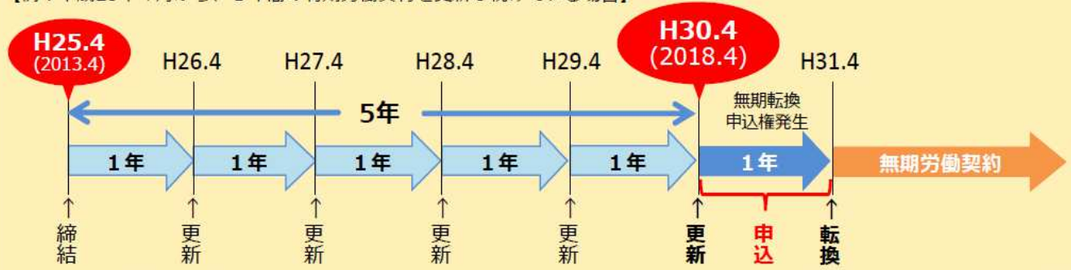


※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

## 対象となる労働者

原則として、**契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算５年を超える全ての方**が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの**名称は問いません。**

### 企業の皆さまへ（特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください）

▶ **無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか？**
▶ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、**一定の時間を要します。**
▶ まだ準備が進んでいない場合は**早急に取りかかりましょう。**

## 労働保険のお知らせ

**年度更新の手続きは６月１日から７月１０日までの間に行っていただくことになります。**

| 労働保険料 | | ３回分割 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 第１期（全期） | 第２期 | 第３期 |
| 納期限 | 個別事業 | ７月10日 | １０月３１日 | 翌年１月３１日 |
| | 事務組合 | | １１月１４日 | 翌年２月１４日 |

※個別事業の方は、概算保険料の額が４０万円（労災又は雇用保険のいずれか一方の保険関係のみ成立している事業については２０万円）を超える場合に延納（３回分割）ができます。
**事務組合へ委託の事業所は、額の多少にかかわらず延納ができます。**

**平成30年度分　労働保険等 申告書受付相談会の開催日程（下関地区）**

◆６月２０日　下関市商工会　本所(豊浦町)
◆６月２１日　下関市商工会　菊川町支所
◆７月　５日　下関市立長府東公民館 第1研修室
◆６月２１日　海峡メッセ下関　805会議室
◆７月　４日　海峡メッセ下関　805会議室

各会場とも午前１０時より午後３時までの受付です。